

平 19 福個答申第 2 号
平成 19 年 7 月 19 日

福岡市教育委員会 様
(学務部学事課)
(指導第 2 部学校指導課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 福 山 道 義

保有個人情報開示請求に係る非開示決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市個人情報保護条例 (平成 17 年福岡市条例第 103 号) 第 49 条第 2 項の規定に基づき、平成 18 年 11 月 6 日付け教学第 1603 号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 33 号

「福岡市立〇〇小学校 現在〇年生在籍 □□□□に関する 在学証明」の非開示決定処分及び「福岡市立〇〇小学校 現在〇年生在籍 □□□□に関する出席確認ができる文書 (△・〇年次分) なお、転入年月日が確認できるもの」の非開示決定処分に対する審査請求

(平成 18 年 10 月 10 日提起)

答 申

1 審議会の結論

「福岡市立〇〇小学校 現在〇年生在籍 □□□□に関する在学証明」及び「福岡市立〇〇小学校 現在〇年生在籍 □□□□に関する出席確認ができる文書（△・〇年次分）なお、転入年月日が確認できるもの」に記載された保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が本件保有個人情報の存否を明らかにすることなく非開示とした処分は妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成 18 年 8 月 7 日に実施機関が審査請求人に対して行った本件保有個人情報に係る非開示決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

- ① 平成 18 年 7 月 27 日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市個人情報保護条例（平成 17 年福岡市条例第 103 号。以下「条例」という。）第 18 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、審査請求人の二男である□□□□（以下「二男」という。）の本件保有個人情報の開示請求を行った。
- ② 平成 18 年 8 月 7 日、実施機関は、本件保有個人情報が条例第 23 条第 1 項に該当するとして本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知するとともに、当審議会に存否応答拒否報告書を提出した。
- ③ 平成 18 年 10 月 10 日、審査請求人は、本件処分についてこれを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、反論意見書及び平成 19 年 3 月 23 日の当審議会不服申立て部会における口頭意見陳述において、次のように主張している。

- ① 本件処分は、個人情報の保護に関する法律施行令第 8 条第 1 項に反する違法な決定である。
- ② 条例第 23 条第 1 項の適用にあたって、「開示請求対象の未成年者の利益が侵害されるおそれ」ということであるが、そのような法的概念は存在しない。

- ③ 未成年者の法定代理人の資格を有するという事は、「未成年者の利益のため」に認められた人物であるという法的根拠である。背後に何らかの家庭の事情があって、一緒に生活をしていないということはどこにでも存在する社会現象であり、このことをもって「両者の利害は一致しない」とする見解は偏見である。
- ④ 二男は二男の母親である△△△△（以下「母親」という。）と一緒に家を出ており、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「DV法」という。）に基づき、二男についても6ヶ月間の接近禁止の保護命令はあったが、保護命令の延長もなく、二男の情報を知ることについて何ら制限を受けていない。
- ⑤ 私が知りたいことは、二男がきちんと就学しているかということである。
私に対する開示は、二男の安心、自由、自信を最大限に保障するものである。母親のこれまでの生活ぶりからすると、私の目の届かないところでは二男の健やかな成長は決して実現できないと考えている。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成19年3月23日の当審議会不服申立て部会における口頭意見陳述において、次のように主張している。

- ① 一般的に、未成年者の法定代理人に対する開示は、「未成年者の利益のため」に認められた制度であり、「未成年者の利益」に反する場合は認めるべきではないと考える。
- ② 通常、未成年者の利益と法定代理人の利益は一致すると考えられるが、未成年者と法定代理人と一緒に生活していない場合については、その背後に何らかの家庭の事情が存在すると推察され、両者の利益が一致するとは考えられない。
- ③ 未成年者の法定代理人による開示請求については、未成年者の利益に反することが推定されれば、条例第20条第1号により、開示すべきではないと考える。
- ④ また、本件において、学校在籍にかかる保有個人情報が存在しているか否かを答えることは、その居住地を明らかにすることに繋がり、当該児童の利益に反することとなるおそれがあるため、条例第23条第1項により存否応答拒否による非開示決定を行ったものである。

4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断す

る。

(1) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人の二男の「在学証明」、「出席確認ができる文書(△・○年次分)なお転入年月日が確認できるもの」であり、二男の学校在籍に関する情報や出欠等の就学状況に関する情報である。

一般的に、「在学証明」、「出席確認ができる文書なお転入年月日が確認できるもの」に相当する個人情報が記録された文書は、「在学証明書(交付した際の控え)」、「指導要録(学籍に関する記録)」及び「出席簿」である。「在学証明書」には、対象児童の氏名、学校名、学年、組、生年月日等が記載され、「指導要録(学籍に関する記録)」には、対象児童の氏名、現住所、保護者氏名、現住所、学校名、学校所在地、出欠の記録、総合所見等が記録されている。また、「出席簿」には、対象児童が所属する組の全児童の出席状況が記録されている。

(2) 本件保有個人情報の開示・非開示の決定について

① 保有個人情報の開示請求は、個人の権利利益の保護の観点から、本人からの請求により当該本人に対して保有個人情報を開示する制度であるため、広く代理請求を認めることは、本人の権利利益の保護に欠けるおそれがあり、原則として代理請求を認めていない制度である。しかしながら、未成年者や成年被後見人のように、本人自ら開示請求をすることが困難な場合もあることから、条例第18条第2項によりこれらの法定代理人については代理請求を認めることとしている。

本件は、父親である審査請求人が、法定代理人として二男の保有個人情報の開示請求を行ったものである。二男と母親は、審査請求人と別居している状態ではあるが、審査請求人と母親との離婚は成立していない。したがって、本件請求時においては両親とも二男の親権者であることから、審査請求人は二男の法定代理人であり、代理請求を行う権利があるといえる。

② しかしながら、法定代理人による代理請求の場合に、法定代理人と本人に利益が相反する可能性がある場合については、本人の権利利益を侵害するおそれがあるため、条例第20条第1号により開示することができない。

③ 実施機関は、本件保有個人情報の存否を明らかにするだけで条例第20条第1号に該当する非開示情報を開示することになるとして、条例第23条第1項により本件保有個人情報の存否を明らかにすることなく非開示決定を行っていることから、その妥当性について判断する。

(3) 条例第23条第1項該当性について

① 開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、実質的に条例第20条各号の非開示情報を開示することとなり、非開示情報により保護すべき

利益が侵害されるような場合は、条例第 23 条第 1 項により、保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることとしている。

- ② 審査請求人は、審査請求書、反論意見書及び口頭意見陳述において、本件は二男の就学状況を知るための請求であると述べており、二男の状況を私的調査機関に調査させたとして、二男が在籍していると審査請求人が主張する学校名を指定して本件請求を行っている。
- ③ また、審査請求人は、母親が二男を連れて家を出て以来二男とは会っていないこと、子どもの親権の件で合意に至らず離婚調停は成立していないこと、母親からの申し立てにより、DV法に基づく母親及び二男に対する接近禁止の保護命令がでていたことを認めている。
- ④ ②及び③で述べた事情から、審査請求人は二男との接近を図ろうとし、二男及び母親は、審査請求人との交流を拒否していたと認められ、現在においてもその状況が継続していると推認できることから、二男とその法定代理人である審査請求人の利益は相反しているといえることができる。
- ⑤ 本件のように利益相反が存在する場合に、学校在籍に関する情報や出欠等の就学状況に関する情報を開示すると、第 20 条第 1 号に規定する非開示情報を開示することとなる可能性がある。
特に二男の学校在籍に関する保有個人情報は、審査請求人が二男に接近することをより容易にする可能性のある個人情報であるから、開示をすると、④で述べた事情から判断して、第 20 条第 1 号に規定する二男の生活等を害するおそれがあることを否定できない。
- ⑥ なお、審査請求人に、二男の学校在籍に関する保有個人情報の存否を明らかにすると、二男が当該学校に在籍しているか否かが明らかになり、審査請求人の二男への接近をより容易にする可能性は否定できない。
よって、本件は、審査請求人の開示請求にかかる保有個人情報の存否を答えるだけで、第 20 条第 1 号に該当する非開示情報を開示することになり、非開示情報により保護すべき利益が侵害されるおそれがある。
- ⑦ したがって、実施機関が、条例第 23 条第 1 項に該当するとして、本件保有個人情報の存否を明らかにすることなく非開示とした処分は妥当である。

以上により、実施機関が本件保有個人情報について行った非開示決定処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成 18 年 11 月 6 日	実施機関から諮問
平成 18 年 12 月 8 日	実施機関から弁明意見書を受理
平成 19 年 1 月 10 日	審査請求人から反論意見書を受理
平成 19 年 2 月 21 日 (第 73 回不服申立て部会)	審議
平成 19 年 3 月 23 日 (第 74 回不服申立て部会)	実施機関及び審査請求人から意見聴取 及び審議
平成 19 年 4 月 20 日 (第 75 回不服申立て部会)	審議
平成 19 年 7 月 6 日 (第 76 回不服申立て部会)	審議